

取手市ホストファミリー登録制度

1. 趣旨

この制度は、取手市における姉妹都市交流の発展を目的として、ホームステイの受入を希望する市民の方に、ホストファミリーとしてあらかじめ登録していただき、外国の方がホームステイの利用を希望した場合に、登録家庭を紹介するものです。

2. 受入対象者（ホームステイ利用者）

ご紹介するホームステイ利用者は、原則として、取手市と姉妹都市・特別友好都市提携をしている米国カリフォルニア州ユーバ市・中国広西チワン族自治区桂林市に在住しており、取手市主催の事業で来市した外国人

3. 受入期間

原則として1週間以内の滞在とします。

4. 制度の流れ

（1）登録について

①登録要件

- ・取手市に在住の方
- ・制度の趣旨を理解し、受入について家族全体の理解があり、家族ぐるみで受入ができる方
- ・ホームステイのために提供できる部屋のある方

②登録期間

- ・登録期間は、登録年度の翌年度4月1日から起算して2年間とし、その後更新することができます。
- ・登録期間の途中でも、ご本人の希望により登録を抹消することができます。
- ・市がホストファミリーとして不適當であると認めた場合、登録を抹消することがあります。

③登録方法

別紙「取手市ホストファミリー登録申込書」に必要事項を記入の上、取手市役所秘書課までご提出ください。

（2）ホームステイ利用者の決定について

受入をご希望いただいた方の中から、ホームステイ利用者の希望等の条件と最も合致する家庭を受入先として、ホームステイ利用者とのマッチングを行います。

(3) ホームステイ受入の実施について

最終決定の前に、市役所より受入先の意味確認を経て受入先を決定します。

受入先として決定後、直接ホームステイ利用者と連絡を取り合い、ホームステイの受入をしていただきます。ホームステイ利用者は、受入期間中に取手市の受入プログラムに沿って行動いただく時間とそうでない自由時間があります。その点については、受入のための事前説明会等でお知らせします。

なお、ホームステイの受入終了後、簡単なアンケートをご用意していますので、回答にご協力ください。

(4) 費用の負担について

ホームステイ受入に伴う基本的な費用（食費、光熱費等）は原則として受入家庭に負担していただきます。

その他の個人的な費用については、利用者本人が負担します。

なお、市から1日あたりホームステイ利用者1人について1,000円程度の補助があります。

(5) その他

ホームステイの受入についてご検討されている方は、取手市発行の「ホストファミリーマニユアル」をご覧ください。その他ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

取手市役所 政策推進部秘書課 国際交流係

住所 〒302-8585 取手市寺田 5139

電話 0297-74-2141（内線 1111・1112）